

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により田原本町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十七年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）ドラッグコスモス田原本店
所在地 磯城郡田原本町大字十六面一八一一ほか
- 二 田原本町から聴取した意見の概要

1 産業観光課

- (一) 大規模小売店舗立地法に係る事項
- (二) 大規模小売店舗立地法を遵守すること。
- (三) 町商工会と連絡を密にして出店すること。
- (四) 地域振興のため、地元主催の行事等に協力すること。

2 まちづくり推進室

- (一) 都市計画全般に関する事項及び街並みづくり等への配慮等に関する事項
- (二) 田原本町開発事業等に関する指導要綱及び当該店舗に係る事前協議の内容を遵守すること。

なお、計画に変更が生じた場合は、改めて協議を行うこと。

- (三) 地元住民との協議事項については、十分に説明等を行い、誠意を持って対応すること。
- (四) 夜間の営業等について、特に近隣住民に対して、騒音、夜間照明等の問題を発生させないよう十分配慮すること。
また、その他近隣住民から苦情があった場合も、真摯に対応すること。
- (五) 屋外広告物を掲出する場合は、許可が必要となることがあるので、事前に田原本町まちづくり推進室と協議すること。
- (六) 当該店舗施設への車両の進入方法については、奈良県警察本部交通部交通規制課及び田原本警察署並びに道路管理者と十分な協議を行うこと。

3 総務課

騒音、公害等の発生に関する事項及び防災・防犯対策に関する事項

- (一) 申請地付近の地域は、田原本町洪水ハザードマップによる浸水想定〇・五メー

トル未満の区域であるが、下流域には浸水想定〇・五メートルから一・〇メートル未満及び一・〇メートルから二・〇メートル未満の区域も存在し、近年多発している集中豪雨による浸水被害が頻繁に起こっている。

また、本件により当該農地の貯水容量は大きく失われ、申請地西側を流れるかんでん川に流入する水量が増加することによる浸水被害の増加が危惧される。

以上から、近隣地域の浸水被害防止のため、十分な容量の雨水調整池を設置すること。

(二) 振動規制法第六条及び第十四条並びに騒音規制法第六条及び第十四条に該当する場合は、遅滞なく届出を行うこと。

4 建設課

道路、交通安全施設等に関する事項

意見なし

5 土木管理課

道路、交通安全施設等に関する事項

意見なし

6 環境管理課

廃棄物の適正な処理等に関する事項

廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令及び「田原本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等関係例規を遵守し、適正な処理を行うとともに廃棄物の減量化に努めること。

7 教育総務課

教育施設、通園・通学の安全の確保に関する事項

意見なし

8 天理警察署交通課

交通安全・交通渋滞の防止等に関する事項

(一) 工事前の交通対策

(1) 各関係機関と事前協議を行うとともに付近住民の同意を得ておくこと。

(2) 公道に接する出入口付近には視界及び視野を阻害する構造物の設置を控えること。

(3) 事前に工事関係車両の駐車場所を確保し、路上駐車及び路上待機をさせない

こと。

- (4) 周辺道路の交通の安全及び円滑な通行を阻害しない工事計画を策定すること。
- (5) 雨水及び土砂の路上への流出防止対策を講じること。
- (6) 公道に接合する出入口にあつては、道路法第二十四条に規定する承認申請を行った上、道路管理者の承認を得て工事着工すること。

(二) 工事中の交通対策

- (1) 道路法及び道路交通法等に定められた所定の手続を履行し、各条件及び指導事項に沿って工事に着手すること。
- (2) 交通整理員を配置して、歩行者及び車両の安全な通行を確保すること。
- (3) 工事資材及び土砂等の搬出搬入に際しては、交通規制等の道路環境に応じた車両を使用し、積載重量を厳守するとともに積載物の飛散及び落下防止措置を講じること。
- (4) 工事関係車両の路上駐車及び資材等の路上放置を行わないこと。
- (5) 工事関係車両の運行に当たっては、朝夕の通勤及び通学時間帯は行わないこと。

また、交通規制の対象となる車両の運行に際しては、警察署との事前協議を行うこと。

- (6) 道路部分の掘削工事があれば、埋め戻し（仮復旧）を確実にいき、歩行者及び車両等の通行の安全と円滑な通行を確保するとともに、本復旧に際しては、道路管理者等の指導及び条件に基づいた復旧を行うこと。

- (7) 道路構造物（標識、標示、信号機等を含む。）等の交通安全施設を損傷した場合は、各関係機関に速報の上、指示に従って復旧を確実に行うこと。

(三) その他（完成後の対策）

- (1) 必要に応じて、公道と接合する箇所カーブミラー設置等の安全対策を講じること。
- (2) 当該開発に起因する交通上の問題が生じた時は、道路管理者等と協議の上開発事業者が対策を講じること。

9 天理警察署生活安全課

(一) 防犯対策に関する事項

- (1) 防犯カメラの設置

防犯カメラを多数設置することで、店内の犯罪防止に効果があるとともに、店外を撮影することにより、不審者の発見及び情報収集にも有益であると考えられる。

また、警察から映像の提供依頼があった際には協力をすること。

(2) 万引き被害防止

万引き被害を防止するため、私服保安員を配置するほか、出入口に警報が鳴るゲートを設置し、また店内放送により呼びかけを行うなど積極的に企業CS R活動を展開すること。

(3) 夜間等不在時の防犯体制

夜間や店舗従業員の不在時における警備体制を確立するため、警備会社との契約を行うとともに、施錠を徹底すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

四 縦覧期間

平成二十七年三月十三日から同年四月十三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで